

講演録

民事信託と税制

－個人財産の管理のために利用される信託と租税法上の問題－

中央大学商学部教授

酒 井 克 彦

◆SUMMARY◆

本稿は、平成 26 年 11 月 11 日（火）に税務大学校和光校舎で開催された「税に関する公開講座」での酒井克彦教授（中央大学商学部）による講演内容を取りまとめたものである。

本講演では、「民事信託と税制 個人財産の管理のために利用される信託と租税法上の問題－」と題し、私たちを取り巻く信託法制の在り方や、信託税制をめぐる課税上の問題について、ケーススタディを用いて解説されている。

なお、本講演録を取りまとめるに当たり、酒井克彦教授による必要に応じた若干の加筆等を行っていただいた。（平成 28 年 6 月 30 日税務大学校ホームページ掲載）

（税大ジャーナル編集部）

本内容については、すべて執筆者の個人的見解であり、税務大学校、国税庁あるいは国税不服審判所等の公式見解を示すものではありません。

目 次

はじめに	2
I 私たちの社会を取り巻く信託法制	2
(1) 信託とは何か	2
(2) 民事信託と商事信託	5
(3) 信託に期待されるもの	6
II 信託税制を知ろう	6
(1) 信託をめぐる課税上の問題	6
イ 所得課税	6
ロ 相続課税	18
(2) 民事信託に焦点を絞った問題関心	23
III 信託税制への期待と課題	24
(1) 財産管理のための信託と租税法	24
(2) 福祉のための信託と租税法	24

はじめに

皆様、こんにちは。ただいまご紹介にあずかりました酒井でございます。

本日は、信託、とりわけ「民事信託」についてお話をさせていただきます。

信託については、後でご紹介するとおり、家族や福祉に関係する分野に活用できるか否かということが最近の関心事になっております。今日は、私たちの社会を取り巻く信託法制、信託税制を知り、そしてその期待と課題についてお話させていただきます。基本的には、信託税制の説明がどうしても時間の中心を占めることになろうかと思いますが、信託そのものがよく分からないと内容に入っていけませんので、まず、信託とは何かということからご説明させていただきます。

I 私たちの社会を取り巻く信託法制**(1) 信託とは何か**

信託というのは、その言葉のとおり、「誰かが誰かにある信用を託す」ことです。ある人が自らの財産を名義変更などにより信託でき

る人に託し、その信託された人がその財産を管理運用することによって得られた運用益を誰か特定の人のために使う、このようなイメージです。なお、信託法において、ここで財産を預け依頼する人を委託者、信託された人を受託者、運用益を得る人を受益者と呼びます。基本的に、信託においてはこの3人が登場人物であると考えてください。

例えば、私の夫婦仲が悪かったとしましょう。私は多額の財産を持っていて、これを全て息子に引き継ぎたいわけですが、私が死ぬと半分は妻の方に行ってしまいます。これは困る。何とか妻でなく息子に財産をあげたい、こういう思いがあるわけですね。今述べたとおり、私が死んでしまうと相続で半分は妻に行ってしまいますから、生きているうちにあらかじめ信託設定というものをしておけば息子に財産を移転させることができるのではなかろうか、こうした発想が出てくるわけです。

私が委託者となって、そして誰か私の信託できる人、すなわち例えば私の弟に財産をあげてしまいます。私の持っている財産の全部、

例えば預金 3,000 万円だったら 3,000 万円全てをあげてしまうわけですね。あげてしまう以上、もちろん私の財産ではなくなりますから、受託者である弟のところに名義変更するなりして財産移転が図られます。そして、弟には「自分の財産として使うのではなくて、私の息子のためにこれを運用してくれ」と頼むわけです。そうすると、私の弟は兄からもらった財産、これを自分の財産と分けて別々に管理してその財産を維持し、そしてその運用した結果を私の息子の教育資金に充てるとか、あるいは息子が二十歳になった暁には全額残余の財産を引き継ぐ、このような制度であります。

もちろん、こうした夫婦間の仲の悪い関係に限った話ではなく、逆により親密な関係、家庭の財産を外に出したくないという場合にも信託を使うことが考えられます。今度は、私と妻とは非常に仲がいいけれど、どうも妻の実家の親戚とは馬が合わないというようなケースで考えてみます。そういうお宅もありましょう。私たち夫婦には子供がいなくて、私の子供がいなくて、私が亡くなった時、私の財産の全部が妻に行きますね。私にとってこれはとてもいいことです。残された妻に財産を全部あげることができるので何も問題ないようにも思えます。

しかし、そうしたときに今度は次なる問題が生じます。私たち夫婦の間には子供がいなくて、妻が死んでしまうと、残された財産は妻の兄弟など親族に行ってしまうわけです。私が汗水垂らして稼ぎ妻に残した財産が、最終的には、全く疎遠の会ったこともないような妻の兄弟とか、その姪とか甥とかに行ってしまうわけです。これは何とかならないものだろうかと、こうしたことを考える家族があってもおかしくないですよ。そうした場合に、基本的な相続のルートを経ずに私の財産をどういう形で引き継いでいってもらふかということを指定することができる。これも

信託のある意味機能的な面だと言われているわけです。例えばこのケースにおいて、まず私の死亡の際には、私の財産は妻に移転して、将来妻が亡くなったときには、今度は私の弟やその親族の方に財産が行くように指定しておくということができるわけです。

このようなことを考えますと、信託制度には様々な期待が寄せられます。様々な家庭環境、生活環境の中で、使い勝手はいろいろと多岐にわたって柔軟性を持っていると言うことができます。

信託法 2 条《定義》は、信託について次のように規定しています。「信託とは、…特定の者が一定の目的…に従い財産の管理又は処分及びその他の当該目的の達成のために必要な行為をすべきものとするをいう。」

なお、信託を設定することを「信託行為」といいますが、信託行為には 3 つの種類があります。1 つ目が「信託契約」、2 つ目が「遺言信託」、3 つ目が「自己信託」です。

まず、「信託契約」とは、契約によって信託を設定することです。すなわち、信託契約とは、委託者と受託者の契約によって設定される信託形態を言います。民法の規定に従えば「契約」というのは口頭の合意でもできますから、そういう意味では信託の設定であったとしても簡単にできます。信託というと何か特別なもののように思われるかもしれませんが、普通に契約をするのと同様に信託設定ができるというわけです。

それ以外に「遺言信託」という方法があります。法律ではこれを「遺言（ゆいごん）」とは言わずに「遺言（いごん）」と言いますが、この「遺言信託」とは、遺言を通じて設定される信託形態を指します。遺言である以上、「委託者の単独行為」としてできますので、契約とは違って遺言者の意思表示で設定されることになります。

そして、最後に「自己信託」というものもあります。自己信託とは、自らを受益者とし

て設定する信託の形態です。

自らを受益者として設定する契約とはどのようなことでしょうか。最初に、信託というのは3人登場人物がいると言いました。「委託者」、「受託者」、「受益者」ですね。誰かが誰かに財産を委託して、誰かのために使ってもらうことが信託であると言ったわけですが、この3人の登場人物は必ずしも3名いなければいけないというわけではないのです。3人の登場人物のうち、今確認した「自己信託」では、自分が委託者で、かつ、自分を受益者にすることもできるのです。自分が委託者となって、誰かに財産を託して移転させて、自分がその利益を得るということが可能です。一見意味のないようにも思え、変な感じがするかもしれません。何のためにそのような信託を設定するのでしょうか。

例えば、私、最近物忘れが激しくてすごく心配なのです。少し語弊があるかもしれませんが、そろそろまずいのではと思い始めました。そこで、今のうち、しっかり自分で意思決定できるうちに、自分の財産を信頼できる弟にあげてしまうわけです。いざとなったら頼むぞと。「もう少ししたらまずいことになるかもしれない。そうなったら、私の財産を運営管理して、私の治療費とかに充ててくれ」とあらかじめ弟に頼んでおくわけです。弟が私の財産を全部管理してくれて、私のいろいろな老後資金だとかあるいは病院費用だとかそういったものに充ててくれる。これはすばらしい制度ですよ。このように自分が委託者で、自分を受益者とする設定方式もあるのです。

このように「信託契約」、「遺言信託」、そして「自己信託」という3つの行為によって信託が設定されます。これらを、まとめて「信託行為」といいます。今日はこういう言葉を使って話をしたいと思います。

なお、受託者に属する財産で、信託により管理等すべき一切の財産を「信託財産」とい

います。最初の例でいえば、私は3,000万円の預金を弟に託しましたが、この預金が「信託財産」に該当します。

さて、このように信託とはとても便利なものであるとお話してきましたが、信託ではなく、それに近い制度もいろいろあります。ここでは、委任契約との関係で特徴的なところだけを紹介しましょう。

(信託の特徴)

①委託者から受託者に財産が移転する。

→ 名義変更がされるが、受託者の財産になるわけではない。信託財産は、誰のものでもない財産 (nobody's property) であるともいわれる。

②受託者が管理処分権限を有するとともに、善管注意義務、忠実義務等を負う。

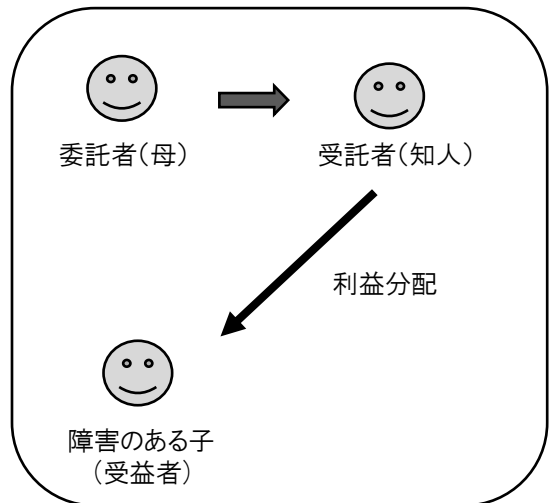
→ ただし、その権利には規制があり、制約もできる。

③受益者保護の制度が法律で規定されている。

④信託財産は原則として強制執行等の対象とならない。

⑤信託は当事者の死亡によって終了しない。

信託の特徴については、①がとても重要です。委託者から受託者に財産が移転することです。次の図をご覧ください。



委託者であるお母さんが、受託者を知人として自身の財産を移転させます。何のために財産を移転するかというと、実は子供が障害を持っているというわけです。この障害のある子が受益者になるわけですが、信託財産は委託者から受託者に移転します。受託者に移転する信託財産、これは基本的には完全に移転してしまいますから、法律上の権利はもう委託者にはないのです。もうお母さんの財産ではありません。ここが信託制度の特徴です。お母さんは財産を知人にあげてしまうのです。もちろん、財産をもらった知人はその財産を自分の財産とは分けて管理しなければいけません。すなわち、自分の財産と混同させてはいけないのですが、それでも名義上は知人のものになってしまうわけです。そこが委任契約とは違って特徴的なところですよ。

委託者から受託者に財産が移転するときに名義変更がなされますが、「受託者の財産になる」というのも実は言い過ぎで、信託財産というのは実は誰のものでもない財産になります。すごく不思議な感じがするかもしれませんが、形式上は名義変更されるので受託者のものにはなりますが、その使用の仕方については既に限定されています。そこで、誰の財産でもない(nobody's property)というように言うわけです。

さらに、この受託者というのはその財産をしっかりと管理しなきゃいけないということで、善管注意義務(信託法 29②)や忠実義務(同 30)という責任を負います。その知人は、こういった重い責任のもとに委託者の財産、すなわち信託財産を管理します。もちろんその管理に当たっての諸費用の負担まではしなくてもいいわけですが、処分権限も受託者に許されています。

その他、信託制度の特徴として、受益者保護の制度が法律で規定されていることを挙げることができます。何しろ信託は受益者のための制度ですから、受益者が保護されないとい

その目的を果たせません。受益者を保護するための法制度がしっかりしているということが大前提です。

加えて、信託財産は強制執行等の対象とはなりません。例えば、私が委託者で自分の財産を受託者に移転させます。そうするともうその財産は私の財産ではありませんから、私が倒産、すなわち事業に失敗したりして私に負債の追求が来たとしても、それに対してこの信託財産から支払うということはありません。完全にその信託財産は隔離されることになります。いわゆる「倒産隔離」と言うものです。他方で、信託財産は受託者の財産でもありませんから、受託者財産からも保護されているということです。

最後に、信託は、当事者の死亡によって終了しないという性質を持っていることも踏まえておいていただきたいと思います。

(2) 民事信託と商事信託

今日お話をする「民事信託」は、「商事信託」と大別して理解されることが多いです。「民事信託」は主として家族や親族間で財産移転を行うという方式であるのに対して、「商事信託」というのは皆さんご存じのとおりビジネスの取引の手段として用いられる信託ですね。信託はこういう私法的な側面を持つ「民事信託」と、その業法的な側面を持つ「商事信託」に大別されますが、実はこれまでは、信託といえば「商事信託」が中心的に議論されてきたくらいがありまして、今日取り上げようとしている「民事信託」は必ずしも脚光を浴びてきたわけではありません。このきっかけとなったのが、平成 18 年 12 月の信託法改正です。平成 19 年 9 月 30 日から施行されている新しい信託法ができたおかげでこの「民事信託」というものが脚光を浴びるようになりました⁽¹⁾。

それ以外にも様々な関係法令があつて、信託をめぐる法令の中にももちろん租税法も入ってくるようになったわけですね。

(3) 信託に期待されるもの

信託に期待されるものということを考えてみましょう。家族型の「民事信託」とは、自分の死後に残された家族を受益者とするための信託をいいます。遺言や相続、贈与といった法制度を利用せずに相続財産を承継する仕組み、これは先ほどお話をしたとおりです。また、障害のある子供等の後見制度の補完ですとか、その代わりとして活用される信託も含まれるわけであります。すなわち、いわゆるよく言われているところの、親なき後の問題、あるいは伴侶なき後の問題ということを解決するために期待されている制度であるといえましょう。

家族型の「民事信託」を利用すれば、相続、贈与といった法形式をとらずにそれと類似の効果をを得ることができるわけです。後ほどお話をしますが、「後継ぎ遺贈型」の信託というものも利用することができるわけです。「後継ぎ遺贈」というのは、私の財産は息子に移転します。その後、私に例えば兄弟がいた場合に、息子の次は弟にその後継ぎをさせるとかその先々まで指定することができるという、信託法制ならではの制度設計になっているわけであります。

「民事信託」の中核に位置する「家族信託制度」ですが、この「家族信託」の中には「福祉型信託」と呼ばれるものも出てきます。ただ、この「家族信託」ですとか「福祉型信託」という言葉は、法律上規定されているわけではございません。あくまで、そういうカテゴリーとして理解しててください。

Ⅱ 信託税制を知ろう

(1) 信託をめぐる課税上の問題

信託をめぐる課税上の問題にはいろいろなものがありますが、今日お話をするのは所得課税と相続課税に関するものです。

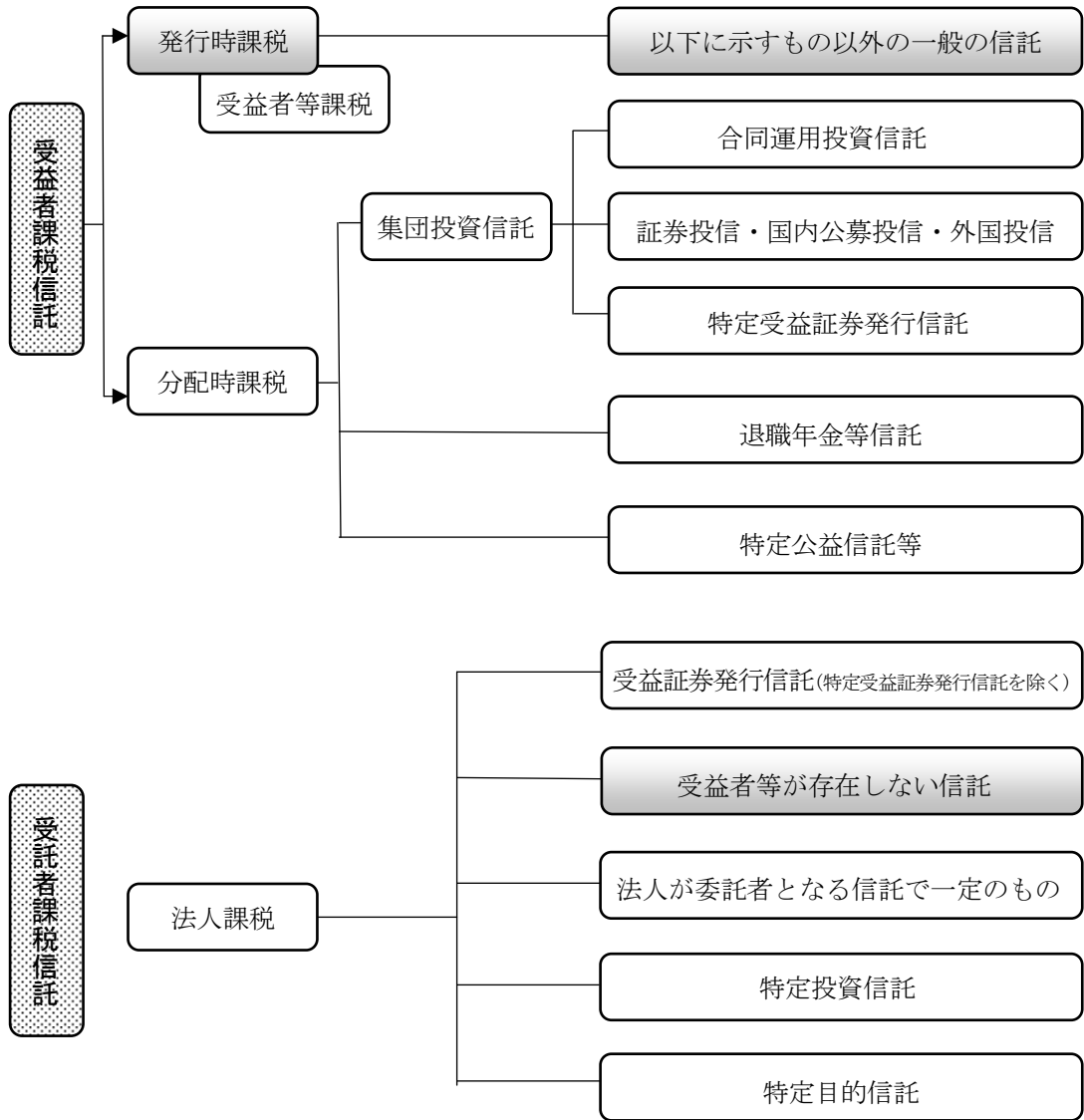
所得課税というのは、当然ながら所得税と法人税ですね。とりわけ「家族信託」に関す

るものを確認します。

次いで、相続税のお話もいたします。ただ、所得課税の話の中でもいろいろと相続課税の話が出てきますから、そんなにうまく割り切れるものではありません。おおよそのイメージとしてご紹介するにとどめておきましょう。

イ 所得課税

さて、所得課税、とりわけ所得税や法人税において、信託制度の全体像をどのように分類するか、その方法の1つとして、「受益者課税信託」と「受託者課税信託」という区分を挙げることができます。大まかな区分でありますので、様々な見解があるかとは思いますが、ここではこれを紹介します。



「受益者課税信託」とは、先ほど述べた例、すなわち、お母さんが知人を受託者とし、信託財産を移転して、そして子供のために運用してもらおうという話の場合、利益を受けた人、すなわち受益者である子供に課税される信託のことを言います。一方で、受託者である知人に課税される信託のことを「受託者課税信託」と整理しておきましょう。

「受益者課税信託」にはいろいろなものがあります。まず、「受益者課税信託」の場合は

発行時課税、あるいは受益者等課税というのが行われます。上の図における「以下に示すもの以外の一般の信託」、今日お話をするのはここです。受益者課税信託というのはこの話になります。

「以下に示すもの」にも触れておかないと「以下に示すもの以外」の説明ができませんので、ここで触れておきます。分配時課税という課税方式を採用するものとして集団投資信託や退職年金投資信託あるいは特定公益信

託等というものを記載しています。この集団投資信託や退職年金あるいは特定公益、こういったものの信託の話は今日はいたしません。金融商品課税の話が絡んでまいりますので、またどこか別の機会に譲るものとして、今日は一般の信託の話をしたしたいと思います。

大まかに言ってしまうと、そういう金融商品のような信託以外のものは、受益者課税信託というものに当てはまるということです。

もう1つ、「受託者課税信託」というものもありますが、それには法人課税がなされます。どういうものが「受託者課税信託」かというと、受益証券発行信託ですとか、あるいは受益者等が存在しない信託、法人が委託者となる信託で一定のもの、特定投資信託、そして特定目的信託、こういうものがあります。いろいろありますけれど、今日は網かけがついているところの「受益者等が存在しない信託」についてお話をすることにいたします。

この「受益者等が存在しない信託」とは何かということも後でご紹介しますが、簡単に言えば、今受益者がいない信託です。先ほどの例では、母が知人に財産を移転して、そして障害のある子供のために運用してもらうと言いましたが、そういう場合でなくてもいいのです。母が知人に信託財産を移転して、そして将来生まれてくる子供のためにとか、あるいは将来養子縁組をする子供のためにとか、今はいない、現存していないけど将来現れるような人を受益者として信託を組むこともできるのです。そういう意味では、今現在受益者が存在しない信託というものもあり得るということです。

今日取り上げる信託というのは、「受益者課税信託」が中心になりますが、「受託者課税信託」にも触れていきますので、この辺りを覚えておいてください。

さて、我が国の所得課税法、すなわち所得税とか法人税というのは「実質所得者課税の原則」という原則をとっています。実質的に

所得が帰属される人に課税をしましょうということです。これを紹介しているのが、所得税法でいえば、所得税法12条です。

所得税法12条《実質所得者課税の原則》

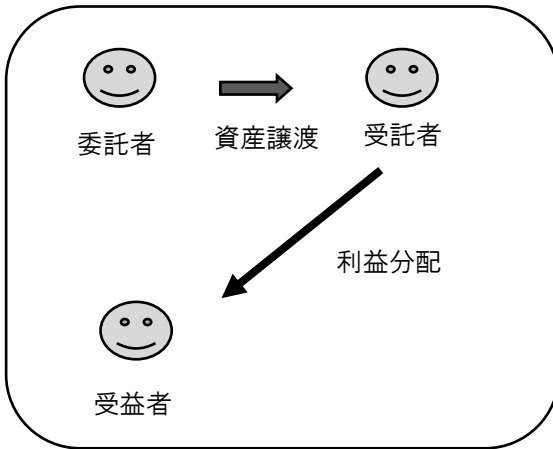
資産又は事業から生ずる収益の法律上帰属するとみられる者が単なる名義人であつて、その収益を享受せず、その者以外の者がその収益を享受する場合には、その収益は、これを享受する者に帰属するものとして、この法律の規定を適用する。

これは法人税法等にも書いてありますが（法法11）、単なる法律上の名義人に所得が帰属したと考えるのではなくて、実質的にこの収益を享受する者に所得が帰属したと考えましょうということで、これが「実質所得者課税の原則」という考え方です。

この「実質所得者課税の原則」には2つの考え方がありまして、1つは、「法律的に収益が帰属する者」に課税するという考え方、もう1つは「経済的に収益が帰属する者」に課税するという考え方で、対立があります。「法律的に収益が帰属する者」に課税するという考え方と、「経済的に収益が帰属する者」に課税をするという考え方、所得税法12条はいずれの考え方を採用しているのだろうか。これには長い間議論がありまして、必ずしもまとまっておりません。ただ、通説は、「法律的に収益が帰属する者」に課税をすべきだという考え方をこの実質所得者課税の原則、すなわち所得税法12条が謳っているのだと考えています。

さて、ここで信託税制を考えます。信託は、委託者が受託者に財産を移転して、受益者のために使うという制度でしたよね。財産は委託者から受託者に移転してしまうのです。これが信託の最も特徴的なところだと述べましたが、財産を受託者のところに移転してしまうのです。ということは、法律的に誰のも

とに財産が帰属するかといったときに、受託者の財産となっていますから、一もちろん受託者本人の本来の財産とは分けて管理していますが—その財産から得られる収益については、受託者に課税をすべきだろうという考え方になってくるわけです。法律的帰属説という立場に拠るとこのような理解が整合的です。



租税法の通説では、「法律的に収益が帰属する者」に課税をすべきとしていますから、先ほどのお母さんと知人と子供の例ですと、知人に対して課税すべきと考えることとなります。基本的に財産が移転するときに何か税金を課すものが租税法であると考えれば、お母さんから知人に財産が移転したということは、この財産の所有者やその財産から得られる収益の帰属者は知人と見るのが実質所得者課税の原則の通説的理解に近いのです。そうであると受託者は知人ですから、この実質所得者課税の原則に従えば、知人に対して課税する、すなわち、受託者に対して課税をする「受託者課税」が本来の考え方になるわけです。

でも、考えてみてください。受託者課税として、この知人に財産の課税をすると言っても、この知人はその財産を自由に使用したり処分できるわけではないのです。財産は自分のためにあるわけではなくて、この障害を持っている子供のためにあるものですよね。ですから、受託者である知人に財産の所有権

があるからといって、知人に対してその収益を課税するのはいかなものかという疑問が湧くわけですね。

そこで、租税法が原則として考えている「実質所得者課税の原則」すなわち、「法律的に収益が帰属する者」に課税をしようという考え方を修正する必要がでてまいります。この辺りが信託税制の一番厄介なところです。少し頭を切りかえ、受託者に課税をするという考え方をやめて、本当に利益を得ているのは誰か、その利益を受ける人に対する課税をすべきでないかということで「受益者課税」、すなわち子供が財産を持っているというふうに考えて税制を組んだ方がむしろ実態に即しているのではないかと。ここに「受益者課税」の考え方の説得性が見出されてくるわけですね。実際に誰のための財産なのか、財産やその運用益を誰がもらえるのかということ、それは子供なので、子供に課税すべきではないかということです。すなわち、実質所得者課税の原則という所得税法 12 条のままでは、信託に対する課税としてはうまくいかないことになるのです。

そこで、所得税法 13 条「信託財産に属する資産及び負債並びに信託財産に帰せられる収益及び費用の帰属」という条文を用意しているのです。先ほどご説明しましたとおり、原則的にその法律的に帰属する者といった思考に拠ると受託者課税になってしまうので、これを何とか受益者課税に変えるように、法律的な観点での実質所得者課税の考え方を変更して、経済的な観点での実質所得者課税の考え方に変更するような制度設計を施したわけです。

所得税法 13 条《信託財産に属する資産及び負債並びに信託財産に帰せられる収益及び費用の帰属》

信託の受益者(受益者としての権利を現に有するものに限る。)は当該信託の信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなし、かつ、当該信託財産に帰せられる収益及び費用は当該受益者の収益及び費用とみなして、この法律の規定を適用する。ただし、集団投資信託、退職年金等信託又は法人課税信託の信託財産に属する資産及び負債並びに当該信託財産に帰せられる収益及び費用については、この限りでない。

「信託の受益者」、この場合、子供は「当該信託の信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなし、かつ、当該信託財産に帰せられる収益及び費用は当該受益者の収益及び費用とみなして、この法律の規定を適用する。」と言っているわけです。すなわちこの 2 カ所の「みなし」というところからも分かります、本当はそうではないということです。本当はそうではないけれど、みなしているわけです。条文を読むときに「みなす」という規定に気をつけなければいけないのはそういうところなのですね。本当は、法はそうでないことは分かっているけれど、受益者が資産及び負債を有するものとみなして、あるいは、信託財産に帰せられる収益及び費用はその受益者の収益及び費用とみなして課税をしましょうというわけです。これが我が国の信託税制の特徴的なところなんです。

イギリスとかアメリカにもこういう信託税制はあります。しかし、イギリスやアメリカの信託税制というのは、「受託者課税」でやっているのです。要するに、イギリスやアメリカは実際に財産を受けたその受託者に対して課税するという考え方をとっているのに対し

て、我が国の税制は「受益者課税」の仕組みをとっているのですね。

やや専門的に話をすると、イギリスやアメリカというのは、相続税でいえば「遺産課税方式」を採用しています。被相続人の財産の合計に応じて課税されるのが「遺産課税方式」ですが、イギリスやアメリカはこの制度を採用しています。「遺産課税方式」は亡くなった人の所得税を清算する意味合いを持っているといわれますが、財産をあげる側に課税する制度と理解してください。先ほどの例でいえば、お母さんと受託者である知人はあげる側です。そして、受益者である子供がもらう側に当たります。これを相続税で考えてみましょう。専門家の方は、「遺産課税方式」というとぴんとくと思います。あげる側に課税するというのが「遺産課税方式」ですね。相続税において「遺産課税方式」を採用しているイギリスやアメリカにとってみれば、「受託者課税」はなじみやすいものといえるでしょう。

それに対して、日本は「遺産取得課税方式」といって、財産を取得した子供の方に課税する仕組みになっています。ですから、逆に「受益者課税制度」の方が比較的なじみやすいのですね。あくまで、イメージの話で、ここを追及するともっと複雑な話になってきます。

もっとも今お話をしたように、必ずこの「受益者課税」でいくということになると不便な場面が出てきます。そこで、次の①から⑤のような場合は、受益者課税方式ではなく、受託者課税方式に変更しているわけです。

- ① 特定受益証券発行信託以外の受益証券発行信託
- ② 受益者等が存在しない信託
- ③ 法人が委託者となる信託として一定のもの
- ④ 特定投資信託
- ⑤ 特定目的信託

①から⑤まで、いろいろありますが、特に①の「特定受益証券発行信託以外の受益証券発行信託」ですとか、あるいは③の「法人が委託者となる信託として一定のもの」、こういうものはどちらかというと課税の繰延べを行いやすいとか、あるいは租税回避に利用されやすいという問題があるのですね。あるいは④の「特定投資信託」や⑤の「特定目的信託」、こういうものはもう既に別の法制度が用意されているということがありまして、残るところは②についての問題なのですが、この②というのが先ほど触れた受益者がいない場合です。要するに将来生まれてくる子のため、孫のためという場合ですね。そういう場合に、受益者課税の原則を採用するといったところで、この受益者である人がいないのですからできませんよね。できないのでセカンドベストとして受託者に、要するにアメリカ、イギリス方式のように、受託者に課税をしようということ代用的な課税をする仕組みをとっているといわれています。

受益者がいない場合、先ほどの例でいえば、まだ子供が生まれていないような場合には受託者に課税をするという制度が受託者課税方式です。この受託者課税というのは、法人課税の対象になります。ここまで、個人の話をしてきましたが、法人課税の対象になっています。そういうところが少し不思議というかな。一瞬戸惑いやすいのですが、これはあくまでも代用的な課税です。原則どおりの課税ができない、受益者課税ができないので、代用的にそういう課税をしているというわけです。

ちなみに、代用的課税という言葉は今ここで説明の便宜上使っているだけで、法律적인用語ではありません。

受益者がいないというのはどういうことか改めて確認すると、①受益者の定めのない信託あるいは②受益者の定めはあるが、受益者としての権利を現に有しない信託があります。

これによれば、先ほど話したように将来生まれてくる孫だとか、あるいは私自身でもいいわけです。私が75歳になった際にはこの財産を云々という信託の場合、受益者がいまだ存在していないとまでは言えませんが、ただしその効力の発生の始期が付されているような信託もここで読んでいくことになります。そういう場合は受益者課税ができないので、受託者課税をするというわけです。よろしいでしょうか。条文では法人税法4条の6「法人課税信託の受託者に関するこの法律の適用」に規定されています。

さて、これで信託税制の全体像の説明は終わりです。続いてはケーススタディ、具体的にこういうケースのときは誰に何税が課されるのかというのを検討してみましょう。税を考える週間ですので、皆さんと実際に考えていきたいと思います。どの人にどの時点で何税が課されるのか、それでは以下のケースで検討してみましょう。

【ケーススタディ：A 受益者課税信託】

まずケーススタディのA、受益者課税信託、これは言ってみれば利益を受ける人に課税をするという大原則ですね。子供が利益を受けるという大原則のケースをまず皆さんと復習しましょう。

新しい言葉で「自益信託」という言葉が出てきますが、これは自分のためにやっている信託だという意味です。読んで字のごとくです。

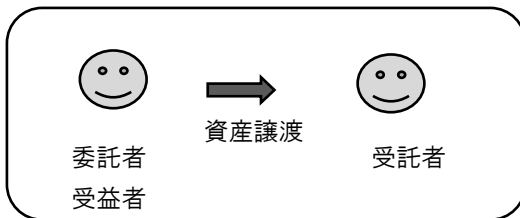
a 信託設定時

(a) 自益信託

まず、信託の設定時、「信託設定」というのは信託契約をする時のことですね。信託契約をするときに、例えばこういうケースを考えてみましょう。私が委託者です。そして、知人に財産の委託をしました。図の顔マークは個人のことだと思ってください。個人の私が受託者となるある人に財産

を移転したわけです。そのときに、私自身が受益者となっている。このような信託の設定をすると、結局誰が誰に財産をあげたことになるかというのを考えてみるわけです。シンプルに考えます。要するに受益者課税ですから、私自身が利益を受けるというわけですね。私の財産から私が利益を受けるということは、私があげたものが返ってくる。ということは、結局プラス・マイナス・ゼロですね。私が私にあげていますから。ということで、この場合は委託者、受益者は課税なしとなります。課税がないのです。委託者や受益者は課税されないのです。

繰り返しになりますが、原則として我が国では受託者課税方式をとっていませんから、知人に財産が移転したとしても知人に課税関係は一切発生しません。ということで、この場合は誰にも課税されないのですね、少なくとも信託の設定をしたときは。いいですね。



(b) 他益信託

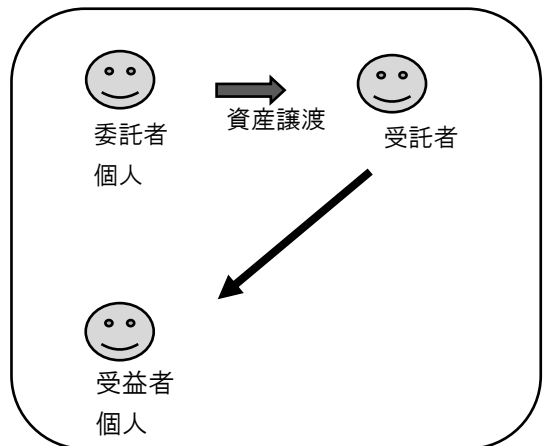
① 個人が委託者・個人が受益者

それでは、今度は他人のために行う信託、今日のテーマはほとんどこれなのですが、子供のためとか、自分以外の他人のために行う信託を考えてみましょう。これを他益信託といいます。①個人が委託者で個人が受益者のケース。先ほどから確認しているケースですね。お母さんが知人に財産を委託・移転して、そして自分の子供のためにこれを運用してもらうというケースです。これは最も多いので、よく理解しましょう。

まず、委託をした委託者には課税関係は

ありません。お母さんには何も税金がかかりません。そしてその受託された、財産の移転を受けた知人にも税金はかかりません。ただし、受益者課税ですから子供が利益を得たということになり、委託者であるお母さんから子供に対して贈与があったということになります。したがって、ここで子供に贈与税が課されるわけです。なお、これが死亡を基因としている場合には遺贈ということになって相続税ということになります。したがって委託者、受託者は課税関係なし。受益者に贈与税か相続税が課される、こういう制度です。

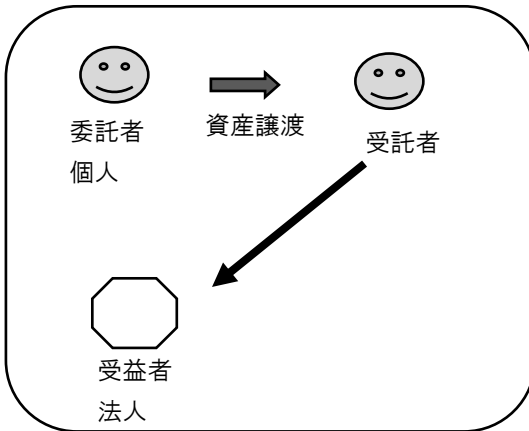
もちろん受益者が適正な対価を負担していれば別ですが、以下、本日は適正な対価を負担していないというケースで考えましょう。



② 個人が委託者・法人が受益者

今度は、個人が委託者、法人が受益者の場合を考えます。図の八角形は法人を表す記号と思ってください。個人が委託者で財産を受託者である人をお願いをしました。そして、この財産の利益を実際に受けるのは会社だったとしましょう。例えば、社長が自分の会社のために信託を設定するなんて幾らでもあり得ますね。そのときに委託者はどういう課税になるのか、受託者はどういう課税になるのか。原則どおりで考え

ますとこの場合は受益者課税の原則ですから、受益者である法人の受贈益に法人税が課税されますね。そして誰から受贈したかということ、個人の委託者からということになりますから、法律上、個人の委託者から受益者である法人に対する財産の移転と見るわけですね。個人が法人に対して財産を贈与するということは、みなし譲渡課税が発生します。したがって、委託者である個人はみなし譲渡課税の対象、所得税が課されるわけです。いいですか。さっきの受益者が個人の場合と異なります。受益者が法人のときは、委託者である個人にみなし譲渡課税が発生するのです。よろしいですね。



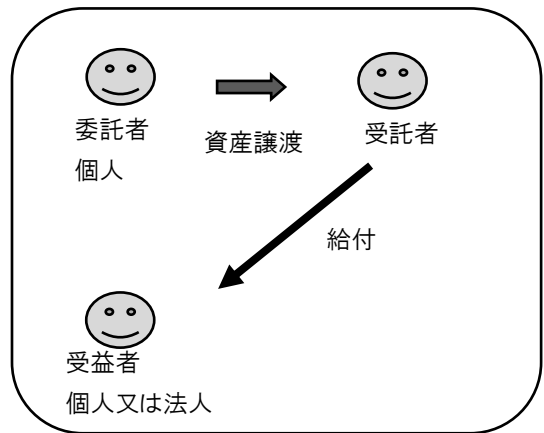
なお、委託者も受益者も共に法人だったらどうでしょうか。この場合委託者である法人に寄附金課税がされて、受益者である法人は受贈益課税がされることになります。

あるいは法人が委託者で、受益者が個人だったらどうでしょうか。この場合も委託者である法人に寄附金課税が発生します。役員を受益者に行っている場合には役員給与課税が発生するかもしれません。そして受益者である個人は、法人からの贈与ということで一時所得として所得税が課されることになります。もしこれが役員賞与ということになれば、受益者は基本的には給与所得課税がされる、ということですね。

b 信託期間中

さて、今度は信託期間中の取扱いを見てみましょう。

委託者が個人で、受託者は個人・法人のどちらでも構わないのですが、信託期間中はどう考えるかということ、委託者も受託者も課税関係はありません。課税なしですね、税金はかからない。そして受益者である法人又は個人はその信託の利益、すなわち果実が生じたときに発生時課税がなされるわけですね。所得税あるいは法人税が利益の発生時に課税されるというわけです。



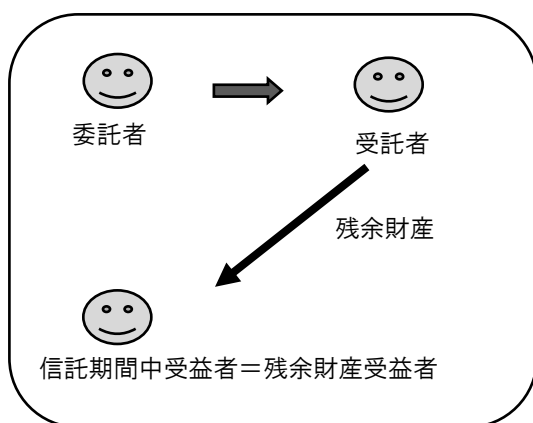
c 信託終了時

① 信託期間中受益者と残余財産受益者等が同一のケース

今度は信託が終了したときを確認します。「信託終了時」には幾つかのケースがありますが、大きく分けて、信託期間中に利益を得ていた受益者と残余財産の受益者が同一であるか否かで異なります。例えば、私に長男と長女が1人ずついて、私が株や社債、預金等の財産を信託した場合、期間中の財産の運用利益、そこから発生する日々の期間利益、運用益については、これは全部息子に受益権をあげようじゃないか。ただし、信託の終結を経て残余財産が発生したとき、その残りの分については、今度は娘にあげようじゃないか。こんなことも設定できるわけですね。このように信託財産の期間中の利益を受ける者と信託

残余財産の利益を受ける者を別々に組むことができることから、幾つかのケースが考えられます。今の例でいえば、長男には収益受益権を、長女には元本受益権（残余財産受益権）をという複層化した信託というものも設定できるわけです。

まず、信託期間中の受益者と残余財産受益者が同一人の場合は何にも問題なくて、信託が終了したからといって何も変わりません。なぜかという、設定時、すなわち、信託の始まりの時点で受益者は贈与税課税されていますから、信託終了時、①番のケースは誰も課税されないということです。



② 信託期間中受益者（個人）と残余財産受益者等（個人）が異なるケース

それでは、②番の場合はどうなるか。ここでは、さらに2つのケースに分けて検討したいと思います。すなわち、かかる信託が、委託者の死亡後に給付等がなされるものであるか否かという2つです。まずは、委託者の死亡後の給付等が条件とされていないケースから考えてみましょう。

（ア）まず、委託者である私が、私の死亡とは関係なく、長男に収益受益権を、長女に元本受益権を設定してあげるという例を考えてみます。信託期間中の受益者が個人で、信託財産の残余部分は別の個人へというように、長男と長女へ分けた場合です。

このケースでは、まず信託設定時におい

て、収益受益権と元本受益権（信託に関する権利のうち信託財産自体を受ける権利）を有する者が受益者とされますので、収益受益権を有する長男も、元本受益権を有する長女もどちらも受益者とされます。

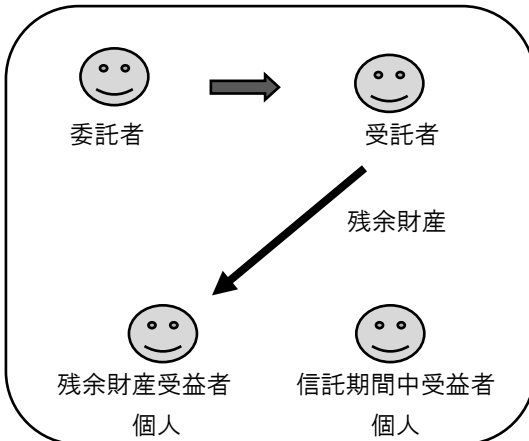
信託終了時において、委託者や受託者に課税がないのは変わらないのですが、課税実務上、原則として、元本受益者が、信託の終了直前に収益受益者が有していたその収益受益権の価額に相当する利益を収益受益者から贈与によって取得したものと取り扱うものとされています（相基通9-13）。

この期間中の受益者が、その残余財産相当額を残余財産受益者に対してあげたというように考えます。要するに下の図において、右側の人（信託期間中受益者）から左側の人（残余財産受益者）へ何か財産の移転があったと考えます。先ほどの例によれば、長男から長女へ財産をあげたと考えerわけですね。信託期間中の受益者、すなわち右側の人（長男）には課税がないのですが、左側の人（長女）には課税が発生します。どういう課税かというと、右側の人から財産の贈与を受けたということになるわけですね。よろしいですか。左側の方は、それまでの受益者からの贈与を受けた、あるいは遺贈を受けたと考え、贈与税、相続税の対象となる、こう考えます。

（イ）次いで、もう1つのケース、すなわち委託者の死亡後に給付が発生する信託の場合を考えてみます。このように、委託者の死亡の時に給付を受ける定め等のある信託の場合には、委託者の死亡の時まで残余財産受益者は受益者に当たらないものとされています（信託法90①②）。

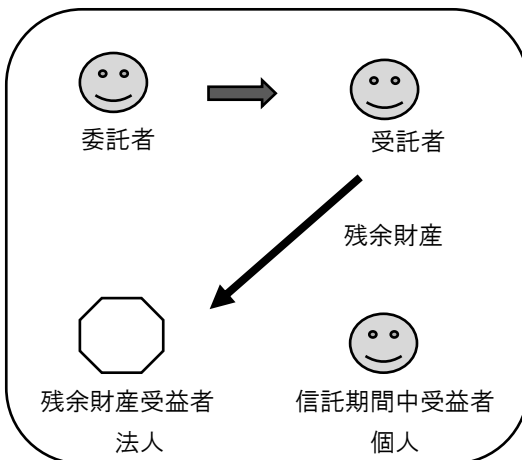
先ほどの例を少し変えて、委託者である私の死亡後に給付が始まる信託であると仮定した場合、信託設定時において、元本受益者である長女は受益者には該当しな

いことになるため、信託終了時においては、相続税法9条の2第4項に従い、残余財産を受けるべき者である長女は、信託財産を受益者である長男から贈与により取得したものとみなされることになります。



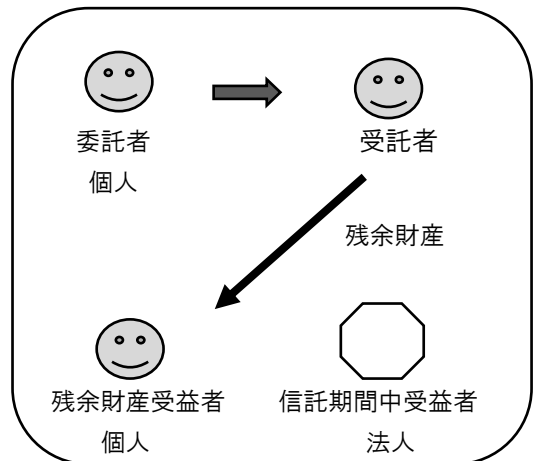
③ 信託期間中受益者（個人）と残余財産受益者等（法人）

今度は、その左側の方が法人だった場合にはどう考えるのかというわけですね。期間中の受益者が個人で、残余財産の受益者が法人である場合、ここでも期間中受益者から贈与を受けたと考え右側の人から左側の法人に財産移転が図られたと捉えます。したがって、右側の個人は、法人に対して贈与したものと扱われるため、みなし譲渡課税がなされ、他方、左側の法人は個人からの受贈益と理解することとなります。



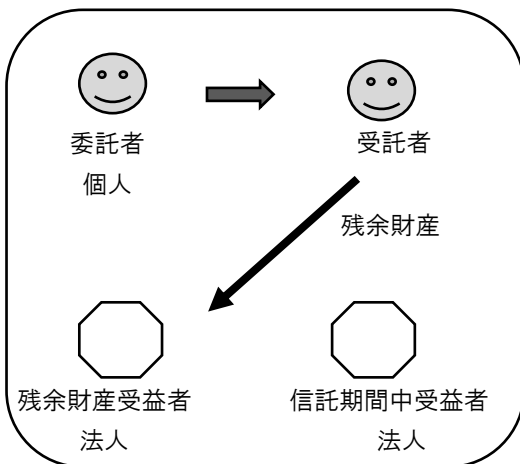
④ 信託期間中受益者（法人）と残余財産受益者等（個人）

④番のケースを考えましょう。信託期間中の受益者と残余財産の受益者が、今度は③と逆のケースです。信託期間中の受益者は法人で、残余財産受益者が個人だった場合は、これも同じように法人から個人への財産移転があったと考えますから、左側の個人は一時所得あるいは給与所得の課税がある。なぜ給与所得があり得るかという、これはその法人の役員だったケースです。右側の法人の役員だった場合には給与所得になります。右側の法人は贈与と考えれば寄附金課税の対象になりましょうし、これが何か役員賞与と考えれば役員給与課税ということになります。



⑤ 信託期間中受益者（法人）と残余財産受益者等（法人）が異なるケース

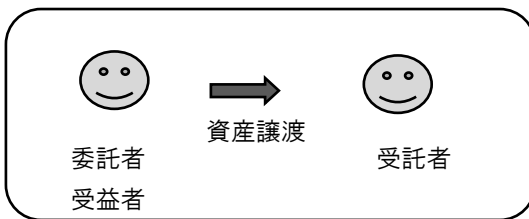
次は、信託期間中の受益者も残余財産受益者もいずれも法人のケースであります。信託期間中の受益者から残余財産受益者に対して財産移転があるとの考え方は変わりません。したがって、信託期間中の受益者は寄附金課税の対象となっており、残余財産受益者の方は受贈益課税の対象となるわけですね。



ここまでが、オーソドックスな受益者課税の原則と理解してください。

【ケーススタディ：B 受託者課税信託】

a 信託設定時



さて、今度は受託者課税を考えていきましょう。受益者がいないケース、あるいは受益者がいても何か制限があってその人を現に受益権がある人とは考えないケースのような場合です。

例えば、委託者であります私が 75 歳になった際に受益権の効力が発生するという設定の仕方がありますね。そうすると、今はまだ私は 75 歳になっていませんから、受益者が存在しない信託になるわけですね。先にご説明したとおり、受益者の存在しない信託については受託者課税の考え方をとりますので、左側の委託者から右側の受託者に対して財産移転があったというふうに考えます。法律上、実際に財産の移転もあるのですが、この財産移転に着目し、ここでは受託者をあたかも法人のように考えま

す。法律上は「法人」とは書いていませんが、法人のように考えるわけです。ちょっと分かりづらいかもしれませんが、何故個人なのに法人税課されるのかと、変じゃないかと思われる方もいると思います。

これはちょっと考えてみればそれほど複雑なことではなくて、例えば、次のようにイメージすればいかがでしょうか。ある会社があって、ある個人が「私の財産を投資するからうまく運用してくれよ」と頼むわけですね。財産を提供する個人は言ってみればこの会社に託しているわけです。自らの財産を託しています。そして利益が出たらもらいますということで、受益者でもあるわけですね。委託者であり、かつ受益者でもあるわけです。このように見てみると、この信託のケースと似ていませんか。このときに会社には何が課されますか。受贈益として法人税が課されますよね。この場合、会社だから法人税が課されるという理解の仕方もありますけど、これがここでは信託財産と受託者の関係になっているのです。受託者に対して法人税を課すというのは、基本的には我が国の法人税制に何となく似ているのではないかと。こういう理解の仕方ができるわけですね。なぜなら、法人税法における「法人」の捉え方というのはいろいろ意見がありますが、基本的に我が国では法人を擬制的なものとして見るのです。法人擬制説という立場です。これは、法律で一応そういうものがあるものとして考えていこうではないかというある種のフィクションを介在させているのですね。そういう意味では、信託の設定において、「法人」というものはないけれど、法人のように扱おうではないかという考え方に親和性が見出せますね。こういうことから、法人税を課税するという考え方について、一定の説明の仕方ができるわけです。

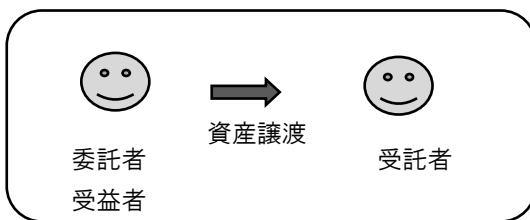
さて、このような場合に、委託者から受

託者、あたかも法人かのごとく移転するようにみなすので、ここに資産移転、資産譲渡があるというふうに考えるわけでありませう。そうすると、もし委託者が法人だったら、法人から法人への資産移転ということで委託者である法人には寄附金課税ですね。そして、もし委託者が個人だったら法人に対する贈与ということで、みなし譲渡課税の所得税が課される。もう何度も同じことばかり言っているようですが、基本スタイルが確認できれば、なるほど、今度は応用編も同じように考えていけばよろしいわけでありませう。

受託者の方は、今言いましたようにこの設定時に受贈益課税がなされます。法人扱いとして受贈益課税をするということです。

ただ、少し厄介なのは、この受益者が委託者の親族であることが判明している場合には、この場合には受託者に対して法人税を課すことに加えて相続税も課すという特例があります。これがちょっと分かりづらいところかもしれません。この受益者が親族だった場合には、受託者に対して法人税のほかに相続税も課してしまうのです。ただし、相続税を計算するとき、その法人税は控除される仕組みとなっています。詳しくは後ほどお話いたします。これは少し応用編ということになるかもしれませんが、基本的には受託者に法人税が課されるということに変わりはありません。

b 信託期間中



さて、信託期間中はどうか。信託期間中はあくまでも受託者に対する普通

の法人税法上の取扱いをしますから、運用益に対して法人税が課されます。細かいことを言えば、例えば、利子とか配当には所得税法174条「内国法人に係る所得税の課税標準」の規定による源泉所得税とかもかかりますが、基本的には同じようにこの受託者に対する法人税課税がみなされているというわけです。

c 信託終了時・受益者出現前に信託終了

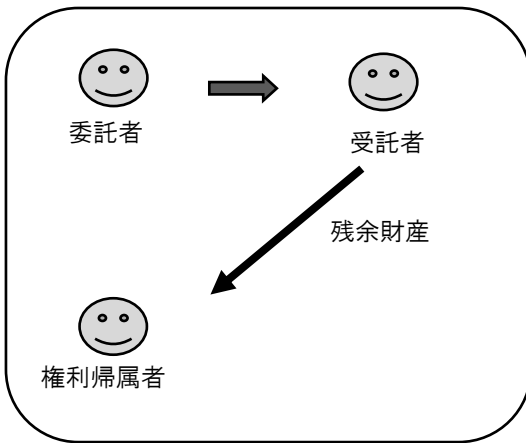
今度は信託の終了時ですが、これも2つほど例を設けています。

まず、受益者が出現する前に信託が終了した場合、すなわち将来生まれてくる子供のためにというような信託を設定したのですが、子供が生まれる前に信託を終了するようなケースをここで想定していただければと思います。委託者に対してはもう信託設定時にいろいろ課税関係は終わっていますから、終了時において委託者に課税関係は生じません。

それでは、受託者についてはどう考えるのでしょうか。やはり、ここでも法人税の取扱いを適用します。いわば、法人が終わってしまうわけです。法人税の取扱いを適用したものが終了するということは、結果的には清算ですよ。法人が清算するのと同様に、清算課税所得として法人税が発生します。信託の解散と考えるわけです。

権利の帰属者、最終的にその後に権利の帰属者が出てくるわけですが、この信託終了後の帰属者が個人であれば一時所得の対象になるでしょうし、法人であれば受贈益課税が発生するわけでありませう。

この信託のケースで考えたとき、権利帰属者が委託者の親族である場合には、ここに贈与税がまた課されるという部分が複雑かもしれません。先ほどの話とは別に、委託者の親族である場合にはこの権利帰属者に対して贈与税が課されることになります。



d 受益者出現時

さて、次に受益権者が出現したとき、発生したときはどうなのかを考えます。要するに生まれてくる子供のためにといったとき、実際に子供が生まれてきたケースですね。あるいは不明だった人が特定されたような場合、この場合には受益者が出現したわけですから、基本的には受益者課税に戻ります。

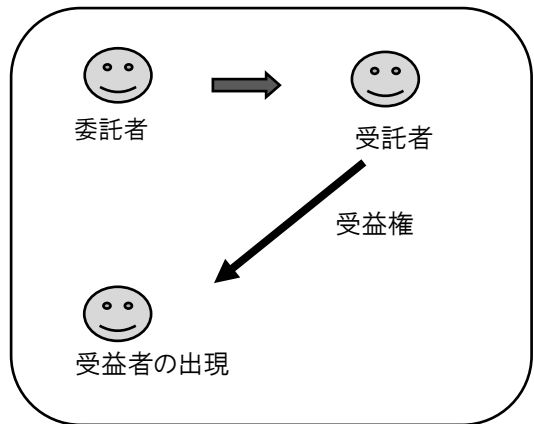
少し整理しますと、まず、委託者には課税がされません。これに対して受託者についてはセカンド・ベストとして受託者課税をしてきたのですが、ここからはもう既に受益者がいますから、法人課税信託だったものを、原則的な取扱いである受益者課税信託に変更しなければいけないのですね。すなわち、ここで受託者は先ほどと同じように解散したということになるわけですが、この場合にはもう課税しないのです。清算課税はいたしません。受託者に対する清算課税は行いません。ここが先ほどのケースと違いますね。先ほどは受益者がいないまま清算していますから清算課税所得が発生して法人税が課されるのに対して、今度は受益者が現れたため解散したとしても清算課税しないという、こういう考え方になるわけです。

それでは、受益者はどうなるかというと、法人税も所得税も課税されません。ただし、

この受益者が委託者の親族である場合に贈与税が課されるというところには変わりはありません。

なぜ、原則としてこの場合に受益者に課税しないかというと、これは少し説明が難しいところですが、要するに受託者に対して信託設定時において既に代替的な課税が行われているので、これ以上課税しないと理解するという、一応そのような説明になっているわけであります。代替課税が済んでいるから、受益者には課税をしないということですね。

そのときに注意しなければいけないのは、やや専門的ですが、簿価は引き継ぐということ、すなわち、受贈益課税はないということです。



□ 相続課税

さて、それでは相続課税についてお話をしましょう。実は、既に相続税の話も同時に行ってきましたので、改めてここで相続課税の話をする必要はないのですが、もう一度整理をしましょう。

信託設定時ですが、信託の効力が生じたときに贈与により取得したものとみなされ、贈与税が課される。あるいは死亡を基因とした場合には相続税が課される。これは先ほど説明したとおりです。相続税法9条の2という条文がありますので、見ておきましょう。

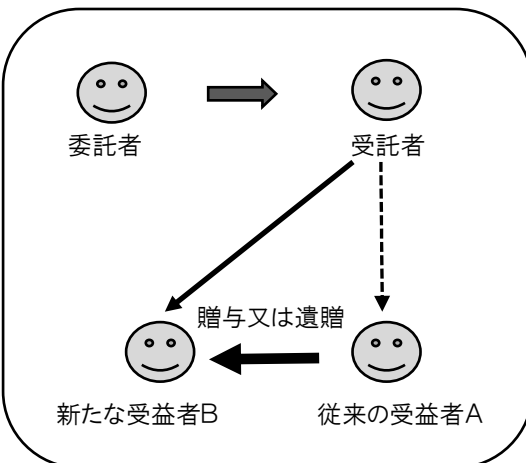
相続税法 9 条の 2《贈与又は遺贈により取得したものとみなす信託に関する権利》

信託...の効力が生じた場合において、適正な対価を負担せずに当該信託の受益者等（受益者としての権利を現に有する者及び特定委託者をいう。）となる者があるときは、当該信託の効力が生じた時において、当該信託の受益者等となる者は、当該信託に関する権利を当該信託の委託者から贈与（当該委託者の死亡に基因して当該信託の効力が生じた場合には、遺贈）により取得したものとみなす。

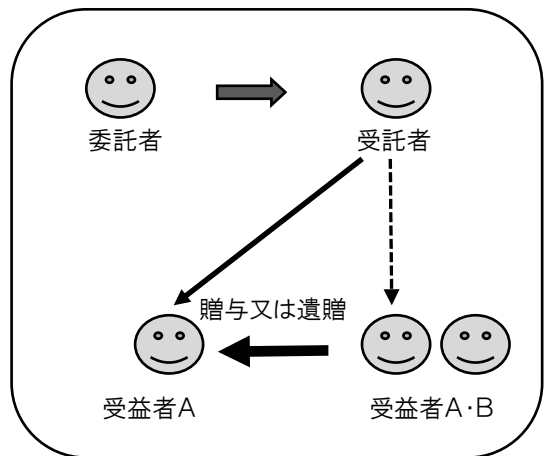
条文を読みなれていない方は変な文章だなと思われるかもしれませんが、丁寧に書いてあるのでこうした表現になっているわけです。

「信託期間中」についてもご紹介をしましたが、ここでもう一度確認しましょう。

「信託期間中」で注意をしておかなければいけないのは、当初受益者から新たな受益者に移転があった場合には、この両者間で贈与又は遺贈があったと考えるところです。すなわち贈与税とか相続税が発生することがあるわけです。受益者を変更すると贈与税が課されることになるということです。



そして、さらに応用といいいましょうか、今度は受益者 2 人だったところを、1 人に変えた場合を考えます。例えば、当初の受益者は長男 (A) と長女 (B) として設定されていたところ、受益者を長男 (A) だけにするというような場合です。これも先ほどと同様に受益者の変更のワンパターンですが、このように最終的に A が受け取るということになった場合には、B から A への贈与、遺贈があったというふうに考えるわけです。これも基本的な考え方に変わりはありません。



このような信託の設定、すなわち受益者の存在する信託の場合はそれほど複雑ではありません。受益者の間で財産移転があったということだけを確認、気をつけておけばいいのですが、問題は次です。受益者等の存しない信託のケースはやや難しいでしょう。

既に上記の設例で触れてはおりますが、受益者等の存しない信託には、実は特例が用意されています。受益者等が存しない信託については、信託効力発生時に受託者に対して法人税課税がなされますが、将来受益者等となる者が親族であることが判明している場合等においては、それに加えて受託者に対して相続税等が課税されるという特例です。こういうルールが、条文でいうと相続税法 9 条の 4《受益者等が存しない信託等の特例》に書いてあります。

受益者等が存しない信託ですから、例えば、委託者と受託者がいて財産が移転され、将来生まれてくる子供のために信託を設定するというケースを想定してください。さて、この受益者等が存しない信託では、今はお母さんではありませんが、将来子供ができたお母さんになる委託者が、知人に信託財産を渡します。「まだ子供は生まれていませんが、将来生まれてくる私の子供のためにこの財産をあなたに託します」と言って知人に財産を渡す。そうした場合、まず受託者である知人に法人税が課されるわけです。繰り返しになりますが、受益者がいないため、受託者である知人に法人税が課されます。おかしい感じがするかもしれませんが、個人なのに法人税です。

さて、ここで特例として、この将来現れる受益者が、委託者の親族であることが判明している場合には、受託者に法人税が課されることに加えて相続税等が課されると既にお話ししました。そんなおかしい話があるのかと思われるかもしれませんが、将来現れる受益者が子供だった場合、要するに今取り上げたケースでは、将来の受益者は委託者の親族に当たりますからこういうことになるのです。

ただし、この相続税等からは、受託者に課される法人税相当額が控除されることになっています。非常に分かりにくい仕組みと思われるかもしれませんが、法人税を控除しているから2回課税しているわけではないのです。このように一応調整されての相続税課税になるというわけですね。

なお、ここで受託者が法人である場合は、その受託者を個人とみなして相続税等の課税がなされます。ますます頭の中が変な感じがするかもしれませんが、仮に受託者が法人であっても、相続税等の課税がされるということです。

例えば、将来お母さんになる委託者が、何かの団体（法人）に財産を託して、いずれ生まれてくる子供のためにこの財産を信託設定

しているようなケースがあるとします。そうしたケースでも、受益者の存しない場合の原則どおり、受託者には法人税が課されるわけです。このように基本的には法人税が課されるわけですが、しかし特例によって、法人であるにもかかわらず相続税も課されるということです。ただし、この相続税からはその法人税相当額が控除されるという仕組みです。

普通、法人に対して相続税は課せませんよね。法人は死なないのですから、法人に相続税という変な気がします。ですから、特例によって、この法人を個人とみなしてしまうのです。個人とみなして相続税等を課税するのです。

受託者が個人の場合、法人課税するために、受託者である個人を法人とみなしていたのですが、今度は逆に、法人である受託者を個人とみなして課税しようという、こういう仕組みです。信託税制というのは、これまで皆さんが思っていた観念を覆してしまうのですね。個人を法人と扱って法人税を課する場面があるかと思えば、今度は法人を個人とみなして相続税等を課したりするのです。

もちろん、何故こうしたことをするかといえば、最初にお話をした代替課税ということですね。本当は将来生まれてくる子供に課税したいところですが課税できないものだから、代わりに受託者に法人税を課税するわけです。ただし、この将来の受益者が親族であるということが明らかであるならば、もうそれは相続税の世界の話、言ってみれば親子間で相続するようなものですから原則に戻って相続税を課しましょうと、こういうルールなのです。さあ、ここから先は若干の上級編ですが、こういうルールがあるとこれを逆手にとることが出てきます。専門家の方々のよく知っている「世代飛ばし」を行うことで相続税の負担を軽減することができてしまうのです。今のケースで、仮に将来の受益者を子供でなく孫にするとします。受益者を孫にすると、お母

さんから受託者に財産が移転して、受託者から孫へという流れになるわけですが、この場合、親族ですから相続税が課されると言いましたよね。でも、孫の場合本来は2回相続税が課されるはずですが、通常であれば、お母さんの財産がまず子供に相続される時点で1回、その子供からその子供へ、要するに孫に相続される時点で次の1回。でも、これを「世代飛ばし」といってステップ・トランザクションすることで、1回の相続税で済ませることができてしまうとすれば、相続税対策としてはこの上ない方法ですね。これが信託を利用することで達成できてしまうのです。

もちろん、それを阻止するために税制も考えられていて、いわゆる「世代飛ばし」を封じるために、相続税法9条の5という条文を用意しています。簡単にいってしまえば、信託契約締結時に生まれていない孫等が受益者等となっていた場合には、その孫が受益者等となるときに贈与税が課税される仕組みです。

少し整理しましょう。まず、信託税制の大原則は受益者課税でした。しかし、受益者等が存しない信託においては、受益者に課税できませんから、受託者課税となりましたね。ここで、本来ならば代替課税である受託者課税で終わるべきところ、もう一回受益者に対し課税するという制度を設けているのです。「世代飛ばし」による相続税対策を防ぐために、この孫に贈与税を課すのです。こういう仕組みが租税法に用意されていて、これが相続税法9条の5という条文です。

通常の相続手続の場合には2回の相続税等が課されるどころ、「世代飛ばし」について、信託を利用して1回で済ませることとしているのです。もう一度確認してみましょう。

受益者等が存しない信託であれば、受託者に対する法人課税信託となるどころ、受益者が将来生まれてくる孫等である場合、まず先に紹介した取扱いが適用され、受託者に相続税等が課されます（相法9の4）。なお、この

相続税等から受贈益に対する法人税相当額が控除されることは説明したとおりです。その後、将来孫が生まれた場合に、その孫は受益者等に該当することになりますが、先の取扱いのみの場合、受益者に課税関係が生じないこととされていることから相続税等の負担を1回で抑えることができることとなります。いわゆる世代飛ばしです。そこで、法は、受益者等が存しない信託について、「当該信託の契約が締結された時…において存しない者が当該信託の受益者等となる場合において、当該信託の受益者等となる者が当該信託の契約締結時等における委託者の親族であるときは、当該存しない者が当該信託の受益者等となる時において当該信託の受益者等となる者は、当該信託に関する権利を個人から贈与により取得したものとみな」して贈与税を課すことにしたわけです。

相続税法9条の5の条文をそのまま確認したので長い文章になってしまいましたが、孫が受益者になった際に改めて贈与税を課すことで、「世代飛ばし」の弊害を防止していることが分かります。

ここで少し気をつけなければいけない点があります。相続税法9条の5の読み方にはいろいろと議論のあるところですが、同条は「受益者等が存しない信託」という言葉を使っているのですが、この「存しない信託」の解釈が微妙といえれば微妙であります。基本的には生まれていない子供だとか、あるいは将来長男が養子縁組をするであろう人だとか、もしくは息子に受益権の指定権を与えておいて、その息子の何人の子供だけとかそういう設定の仕方がこの「存しない信託」に該当すると言われているのですが、他方で、先ほど挙げた私が75歳になった場合に受益者になるというようなケースはどうでしょうか。先ほどまではそれを受益者不存在信託として説明してきましたが、そういうような場合はここに入らないと解釈されているようであります。

ここには議論の余地があると思います。専門家の方たちは相当意識を持たれていると思いますが、受益者の存在しない信託や、一般に受益者等が存在しない信託と言われているものと、この9条の5にいう「受益者等が存在しない信託」は別物だと一応説明がなされていますので、実際に実務に携われる方はお気をつけください。

すなわち、今の説明を要約すれば、受益者が特定されている場合の受益者不存在はここには入ってこないというわけです。私が75歳になった暁には、というものは、相続税法9条の5にいう「受益者等が存在しない信託」には一応該当しないと説明がされています。議論のあるところではないかと思われます。

信託終了時の話をしましょう。信託終了時は、基本的には先ほどのケースと同じというふうに言っておきたいと思います。

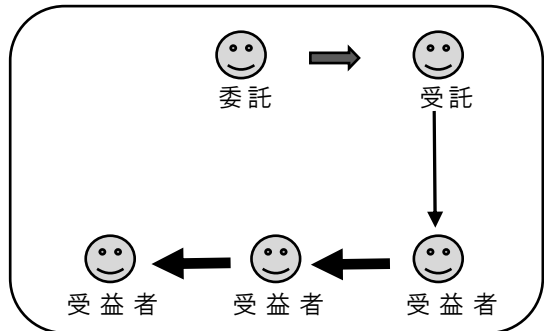
次いで、相続税法9条の4と、9条の5の条文をどのように理解するのかにも少し触れておきましょう。先ほどの9条の4というのは受益者等が存在しない信託における特例でしたが、9条の5によって孫に贈与税が課税されるという制度と重複適用があるのかという問題です。これについては重複適用があると説明されています。したがって、今お話しした将来生まれる孫を受益者とするようなケースでは、まず9条の4で受託者に対して受贈益課税の法人税を控除した相続税等が課され、これに加えて、9条の5で受益者に対する贈与税が課されるということで、2段階で課税されることになります。2回相続税又は贈与税が課されるわけです。このように、重複適用があることには留意しておくべきでしょう。

話は変わりますが、「受益者連続型信託」も今回の注目すべき改正ポイントの1つでありました。ただ、今回は時間の都合、論点を絞ってご紹介するに留めたいと思います。

実はこの受益者連続型信託、これが平成19年の信託法改正で後継ぎ型の遺贈として認め

られることになりました。この後継ぎ型遺贈には多くの問題・論点がありますが、まず評価が非常に難しいという論点があります。

委託者から受託者に例えば3,000万円の財産移転があって、まず第1次的には受益者を長男とする。長男が亡くなったら次男に行く。次男が亡くなったら今度は三男に行く。こういうことができるようになりました。



さてそこで、第1次の受益者である長男にどう課税をするか。これは受益者のいる信託ですから受益者課税の原則に当たりますね。しかし、受益者課税とはいうものの、受益者である長男にどう課税をしたらいいのかという問題があるのです。なぜかという、果たして長男が得た受益権というのは、3,000万円だったら3,000万円全部の価値のある受益権かということはないはずです。なぜなら、いずれは自分の弟に譲らなければいけないのですから、自分の自由処分権限という点で、一定程度評価減されるはずですね。そうであるならば、評価減相当額を下げたところでAに対する受益者課税をすべきではないだろうか。こういう議論は相当説得力があるのです。そういう意味では、そのAの受益権の評価問題というのは、本来のなんら縛りのない信託の場合の受益権と比べると低く評価されるはずなのにもかかわらず、そうした低い評価がなされないという問題が学説の中では既に提示されているわけであり

ます。しかし、他方で見方を変えると、通常の相

続財産であっても、親から引き継いだ財産は、自分から子供へと引き続き相続していくわけですが、例えば自分が使い切らない財産相当額を親からもらったときに評価減できるかというとなんかありませんし、そういう意味で通常の相続財産と同様に捉えれば、もらった財産全額が相続税の課税対象とされるのは原則的な相続税法の考え方だろうと、そういう割り切りもできるわけです。要するに、ここでは何が問題かという、極めて深い問題の根源としては、引き継いだものは「権利」なのかあるいは「財産」なのかという問題なのです。権利であればある種の評価問題ということに足を踏み込まなければいけません、一方で、これは相続財産と同じ財産性のものだと捉えれば評価は問題にならないということにもなります。ただし、相続税とは何かという問題は付着します、相続税を所得税の補完税としての収益税的性格を持っているのだというふうに言えば、収益税的に評価をしなければならないという議論に繋がってくるわけです。

他方で、それはそれとして、割り切ってこれは完全な財産税的なものだというふうに理解をするのであれば、一々その評価減などということは考えなくてもいいだろうという議論も理論としてあり得るわけで、ここは今まさに話題となっている論点の1つであります。

あとは部分的な「後継ぎ遺贈」の問題などもあり、やや課税が厳しいのではないかという声も聞こえてくる場所だと思います。

(2) 民事信託に焦点を絞った問題関心

さて、「民事信託」に焦点を絞った問題関心ということで、幾つかのことを若干加えておきたいと思います。

もうお話してきたところですが、信託の機能というのはどういうものがあるかという、信託の内容によっては長期的な財産管理ができるという利便性を挙げることができるでしょう。そういう意味では、「後継ぎ遺贈」を

もっと使い勝手のいいものにしたらどうかというような意見は非常に強いです。今、研究者で「後継ぎ遺贈」を研究している人もどんどん出てきて、この辺りのことが信託法の影響としては非常に大きな問題になってくるだろうと思われます。その家の財産をどのように承継していくのかという事業承継に通ずる問題といっても言い過ぎではないと思います。

次に、遺言信託と負担付き遺贈の問題、ここには遺留分減殺請求権をどう考えるのかという残された大きな課題があります。これは税制というよりも信託法本法において議論があるということをご紹介します。

また、受託者の範囲の問題もあります。これは私も既に別のところで取り上げたことがあるのですが、今、受託者には、信託業法という法律の縛りがありまして、信託業法3条《免許》というところに「信託業は、内閣総理大臣の免許を受けた者でなければ、営むことができない。」と規定されていて、基本的には株式会社、信託会社しか業としての信託をできないということになっているのです。そうした中、信託会社が全部やってくれればいいのかもしれませんが、事実上、信託会社が個人の小さな信託まで全てを担うということは難しいのではないかと思います。あくまで私見ではありますが、信託会社も、小さな個々の個人財産まで手を出そうとはおそらく思っていないのではないのでしょうか。

仮にそうであったとした場合、受託者たるプレーヤー不足の問題が生じてくるのではないのでしょうか。最初にお話をしましたとおり、「福祉型信託」の重要性というのは超高額所得者の議論というよりも、むしろ私たちの身近にある高齢化社会あるいは少子化社会というものをどう乗り越えていったらいいのかという問題関心として提示されているわけですね。そうすると、このプレーヤーの担い手不足というのは非常に大きいと考えます。本日

は税理士さんもたくさんいらっしやっているかと思いますが、あるいは司法書士さんもご関心をお持ちでしょう。弁護士、司法書士、税理士、ほかの士業でもいいのですが、こういう方たちが信託業の世界に参入できるような制度設計があるべきではないかという議論も他方であるのですね。最初に触れましたように「商事信託」ばかりがこれまで注目されてきて、これからいよいよ「民事信託」の時代だと言ったとしても、このプレーヤーの担い手不足という極めて大きな問題が横たわっているのです。

Ⅲ 信託税制への期待と課題

(1) 財産管理のための信託と租税法

例えば、自己信託のケースなど、本日の話を応用すれば信託の活用例は数多くあるでしょう。これは私自身がやっている「民事信託」の研究会でも度々話題になりますが、様々な信託設定を行うことによって子供に財産を移転したり、あるいは障害者や高齢者の財産保護を図ることが可能となるわけがあります。いずれにしても、このときの課税関係の基本は本日ケーススタディをしましたから当てはめをしていただけるかと思います。

基本的には受益者に贈与税が課税されるという制度設計であることには変わりがないわけですね。ただし、生活費相当額だけを信託するというようなケースや、あるいは養育費相当額だけを信託するというのであれば、これは課税対象外になります。これは相続税の課税対象の世界において非課税ということになりますので、その辺りは何でもかんでも贈与税がかかるというふうに考えられるとむしろ間違いが起きてしまうということがあるかもしれませんが、基本的思考は既に述べてきたとおりです。

(2) 福祉のための信託と租税法

実際に我が国にはそういった福祉型の信託に対する手当てが全くないかというところ

はなく、相続税法 21 条の 4 というところに「特定障害者に対する贈与税の非課税」という規定があります。この規定は、「特定障害者…が、信託会社その他の者で政令で定めるもの…の営業所…において当該特定障害者を受益者とする特定障害扶養信託契約に基づいて当該特定障害者扶養信託契約に係る財産の信託がされることによりその信託の利益を受ける権利…を有することとなる場合において」障害者非課税信託申告書を提出したときには、6,000 万円までの金額に相当する部分については贈与税が課税されないという制度です。これは信託設定が特定の障害者のために行われた場合には課税しないというものですから、こういう制度設計を設けているということは福祉信託を考える上で極めて有益なものと評価できるのではないかと思います。

ただし、ここにも先ほどのプレーヤーの担い手不足の問題があって、この制度は信託会社が行った場合でないと利用できませんから、本日家族型信託の話をさんざんしてきましたが、知人だとか弟だとかを受託者とする場合には使えないのですね。こういう問題が実はあるのです。家族型信託にもできるだけこういう制度設計の枠を広げたらどうかという意見もある中で、他方でそうはいってもそういう信託の安全性というものも同時に考えなければいけませんから、「内閣総理大臣の免許を受けた者」という規定があるのにもそれなりの理由があるわけです。

私たちの社会を自分たちがどういうふうに制度設計していくのか、その賽は投げられたわけでありますから、信託制度がより少子高齢化に役立つのだという声が広がれば、制度設計もそこに応じて影響を受けて見直されていくということにもなろうかと思います。そのためには、何よりも皆さんがこういう信託という制度を知らなければ話にならないわけでありまして、今日ちょっと急ぎ足で信託制度を見てきましたが、これは本当の入り口か

もしれません。制度も使わなかったら苔が生えてしまい、錆ついたものになってしまいます。ですから、難しいとは言わずに、是非これをきっかけに、特に専門家の方々もこれを使えるように、制度設計をしっかりと身につけて、この「民事信託」というものの社会に与える貢献について改めて考えてみていただければと思います。

お時間になりましたので、私からのお話はここまでにしたいと思います。ご清聴いただきましてありがとうございました。

① 「新信託法」及び「信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」は、平成 18 年 12 月 8 日に参議院本会議で可決・成立し、同年 12 月 15 日に信託法（平成 18 年法律第 108 号）及び信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 109 号）としてそれぞれ公布され、平成 19 年 9 月 30 日に施行された。